

平成18年度地方公営企業会計決算について（見込み）

<ポイント>

事業数は対前年度 1 事業増
 決算規模は対前年度 1.1%減
 法適用企業の累積欠損金は対前年度 3,762百万円（6%）増
 法適用企業の不良債務は対前年度 2,266百万円（13.4%）増
 病院事業、下水道事業など経営状況は厳しさを増している。
 資金不足が生じている事業数は30事業

1 事業数

平成19年3月31日現在における青森県内の地方公共団体（県除く）が経営する地方公営企業の総事業数は、203事業（法適用企業70事業、法非適用企業133事業）で、前年度と比べて1事業の増となっています。

表 - 1 事業数の増減

区 分	平成18年度	平成17年度	増減数
上水道事業	29	30	1
交通事業	2	2	0
病院事業	26	26	0
下水道事業	85	85	0
簡易水道事業	18	18	0
介護サービス事業	12	11	1
観光施設事業	10	10	0
宅地造成事業	9	8	1
その他	12	12	0
総事業数	203	202	1

病院事業においては、昨年まで施設数を表記していたが、事業数に統一。

表 - 2 経営主体別事業数の状況

経営主体別 適用区分	市		町村		組合等		合計		合計
	法適用	法非適用	法適用	法非適用	法適用	法非適用	法適用	法非適用	
事業区分									
上水道事業	8	-	16	-	5	-	29	-	29
簡易水道事業	(4)	4	(4)	14	(1)	-	(9)	18	18
工業用水道事業	1	-	-	-	-	-	1	-	1
交通事業	2	-	-	-	-	-	2	-	2
病院事業	9	-	13	-	4	-	26	-	26
下水道事業	9	25	2	49	-	-	11	74	85
公共下水道	3	8	1	17	-	-	4	25	29
特定環境下水	2	5	-	9	-	-	2	14	16
農業集落排水	2	8	1	16	-	-	3	24	27
漁業集落排水	-	2	-	6	-	-	-	8	8
簡易排水	1	-	-	-	-	-	1	-	1
小規模排水処理	1	1	-	-	-	-	1	1	2
特定地域生活排水	-	1	-	1	-	-	-	2	2
市場事業	-	4	-	1	-	-	-	5	5
と畜場事業	-	1	-	-	1	-	1	1	2
観光施設事業	-	6	-	4	-	-	-	10	10
休養宿泊	-	2	-	2	-	-	-	4	4
索道	-	2	-	1	-	-	-	3	3
その他観光	-	2	-	1	-	-	-	3	3
宅地造成事業	-	4	-	5	-	-	-	9	9
駐車場整備事業	-	4	-	-	-	-	-	4	4
介護サービス事業	-	3	-	6	-	3	-	12	12
合 計	29	51	31	79	10	3	70	133	203

簡易水道事業欄の（ ）は、上水道事業に含まれている法適用簡易水道事業数。

地方公共団体が行っている事業で、主として当該事業の経費をその経営に伴う収入をもって充てるもののうち、

) 法適用企業とは・・・企業経営のための組織、財務、職員の身分の取扱等に関する事項を定めている地方公営企業法の全部又は財務規定等の一部を適用している事業をいい、一般企業に準じた会計処理がなされています。具体的には、上水道事業や交通事業、病院事業などがあります。

) 法非適用企業とは・・・地方公営企業法の規定を適用していない事業で、官庁会計により処理されます。なお、これらの法非適用企業も条例で定めて、地方公営企業法を適用することができます。

2 職員数

平成18年度において地方公営企業に従事する職員数は、7,051人(法適用企業6,322人、法非適用企業729人)で、前年度の7,104人に比べ53人、0.7%の減少となっています。

表-3 職員数の状況

(単位:人)

区 分	平成18年度	平成17年度	増減数
上水道事業	706	719	13
交通事業	406	388	18
病院事業	5,157	5,180	23
下水道事業	439	466	27
簡易水道事業	32	28	4
介護サービス事業	221	225	4
観光施設事業	6	10	4
と畜場事業	18	21	3
その他	66	67	1
総職員数	7,051	7,104	53

「職員数」は、平成19年3月31日時点での常時雇用職員数としています。また、共通職員(例えば企業局総務課職員)及び兼務職員等における会計間の区分については、当該職員の所掌事務、給与の負担状況により区分しています。

3 決算規模

平成18年度の決算規模は、2,266億75百万円(法適用企業1,568億74百万円、法非適用企業698億1百万円)で、前年度の2,292億6百万円(法適用企業1,538億97百万円、法非適用企業753億9百万円)に比べ25億31百万円、1.1%の減となっています。

事業別にみると、病院事業については病院の改築等に伴う建設改良費の増加により昨年度を上回っています。法適用の下水道事業で増加しているのは、2事業が法非適用から移行したことによるものです。法非適用の下水道事業については、建設投資額の圧縮により、昨年度を大きく下回っています。

表-4 地方公営企業の決算規模

(単位:百万円、%)

事業名		平成18年度	平成17年度	増減額	増減率
法適用企業	上水道事業	44,301	44,243	58	0.1
	交通事業	6,021	5,931	90	1.5
	病院事業	98,593	96,616	1,977	2.0
	下水道事業	7,257	6,416	841	13.1
	その他	702	691	11	1.6
	計	156,874	153,897	2,977	1.9
法非適用企業	簡易水道事業	2,748	2,611	137	5.2
	市場事業	1,518	1,629	111	6.8
	と畜場事業	559	614	55	9.0
	観光施設事業	2,737	3,021	284	9.4
	宅地造成事業	2,003	2,167	164	7.6
	下水道事業	57,405	62,422	5,017	8.0
	駐車場整備事業	551	583	32	5.5
	介護サービス事業	2,280	2,262	18	0.8
計	69,801	75,309	5,508	7.3	
合計	226,675	229,206	2,531	1.1	

さらに、決算規模を、通常の営業活動を示す収益的支出（総費用）と、建設投資規模を示す資本的支出に分けてみると、その状況は表 5 のとおりとなっています。

表 - 5 決算規模の構成

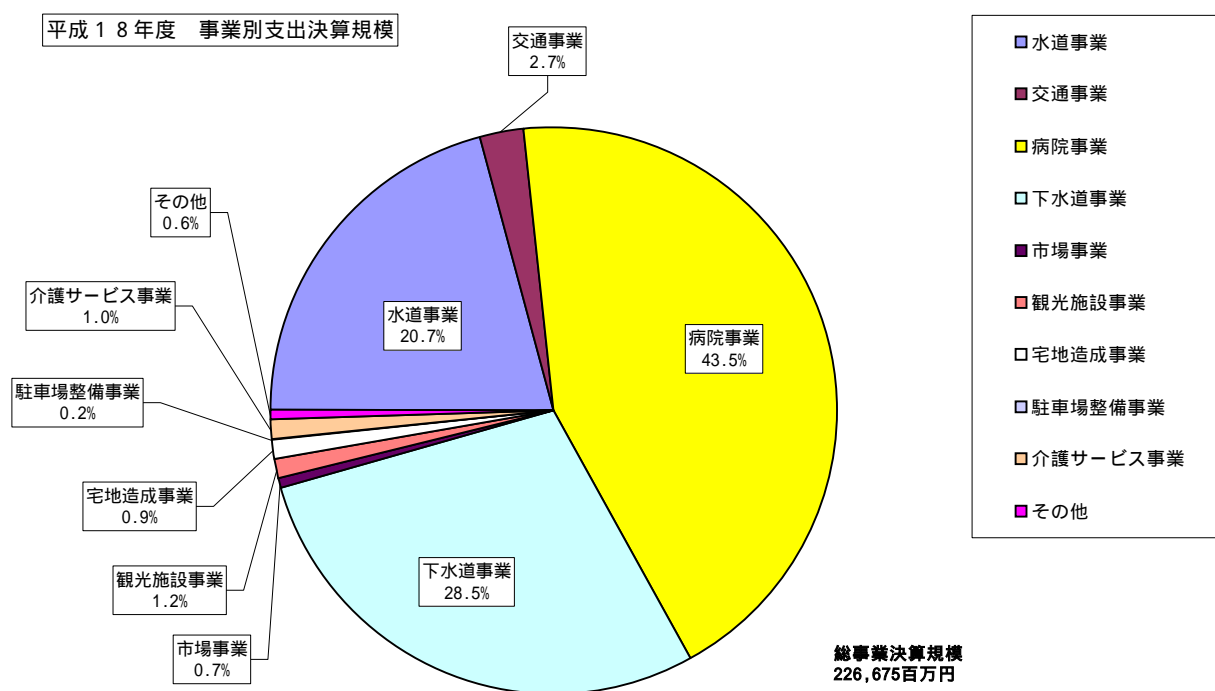
(単位: 百万円、%)

事業名	区分	支出決算規模		総費用		資本的支出	
			構成比		構成比		構成比
水道事業		47,049	20.7	32,308	20.7	23,876	29.0
交通事業		6,021	2.7	5,088	3.3	1,142	1.4
病院事業		98,593	43.5	92,093	59.0	10,951	13.3
下水道事業		64,662	28.5	21,155	13.6	44,640	54.3
市場事業		1,518	0.7	1,136	0.7	382	0.5
観光施設事業		2,737	1.2	722	0.5	179	0.2
宅地造成事業		2,003	0.9	24	0.0	514	0.6
駐車場整備事業		551	0.2	349	0.2	203	0.2
介護サービス事業		2,280	1.0	1,994	1.3	160	0.2
その他		1,261	0.6	1,129	0.7	209	0.3
合計		226,675	100.0	155,998	100.0	82,256	100.0

水道事業は、上水道事業と簡易水道事業を合算したものです。

支出決算規模は、総費用に資本的支出を加え、法適用企業にあつては減価償却費を除き、法非適用企業にあつては積立金及び繰上充用金を加えたものです。

図 - 1 < 事業別支出決算規模 >



事業別にみると、病院事業が985億93百万円で全体の43.5%を占め、次いで下水道事業が646億62百万円(28.5%)、水道事業470億49百万円(20.7%)となっており、これら3事業で全体の92.7%を占めています。

通常の営業活動の規模を示す収益的支出の金額では、病院事業、水道事業、下水道事業の順となっています。資本的支出の金額では、建設の初期投資段階にある事業が多い下水道事業の規模が大きく、次いで水道事業、病院事業となっています。

4 建設投資額

平成18年度の建設投資額は452億48百万円で、前年度に比べ9億59百万円、2.1%の減となっています。建設投資額が最も大きな事業は、下水道事業の258億65百万円で、全体の57.2%です。次いで水道事業で、129億88百万円(28.7%)、病院事業56億69百万円(12.5%)となっています。

事業別にみると、病院事業で十和田市の十和田市立中央病院の改築工事が本格化したことに伴い増加し、下水道事業(法非適用)では、青森市の建設投資額の減少が大きな割合を占めています。

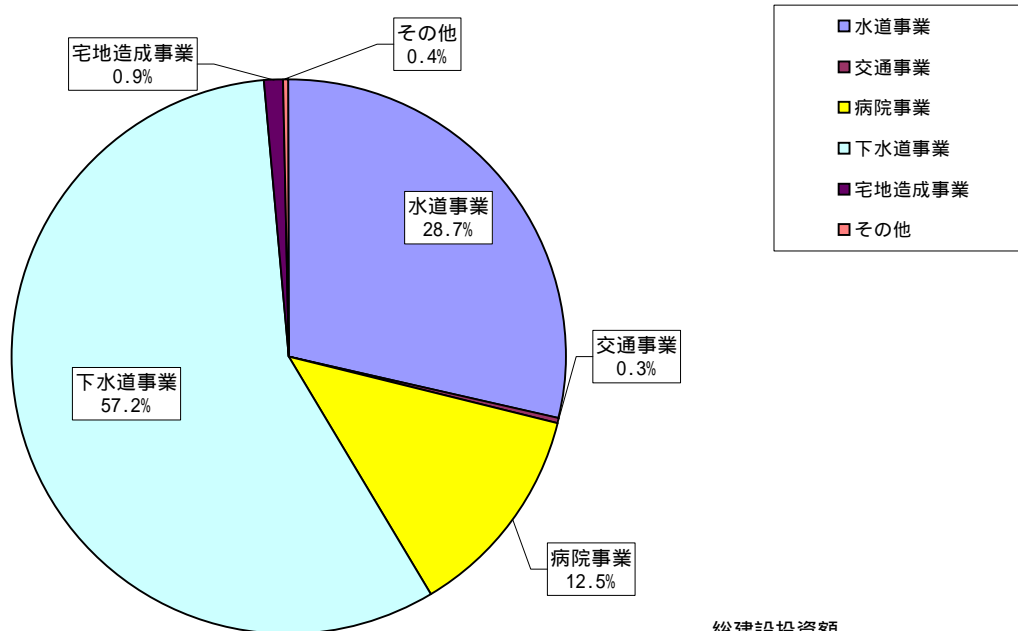
表 - 6 < 事業別建設投資額 >

(単位: 百万円, %)

事業名	年度	平成18年度		平成17年度		増減額	増減率
			構成比率		構成比率		
法適用企業	上水道事業	12,007	26.5	12,151	26.3	144	1.2
	交通事業	124	0.3	135	0.3	11	8.1
	病院事業	5,669	12.5	2,669	5.8	3,000	112.4
	下水道事業	2,222	4.9	1,824	3.9	398	21.8
	その他	39	0.1	37	0.1	2	5.4
	計	20,061	44.3	16,816	36.4	3,245	19.3
法非適用企業	簡易水道事業	981	2.2	1,077	2.3	96	8.9
	市場事業	89	0.2	27	0.1	62	229.6
	と畜場事業	6	0.0	11	0.0	5	45.5
	観光施設事業	34	0.1	278	0.6	244	87.8
	宅地造成事業	425	0.9	596	1.3	171	28.7
	下水道事業	23,643	52.3	27,402	59.3	3,759	13.7
	駐車場整備事業	2	0.0	0	0.0	2	皆増
	介護サービス事業	7	0.0	0	0.0	7	皆増
計	25,187	55.7	29,391	63.6	4,204	14.3	
合計	45,248	100.0	46,207	100.0	959	2.1	

図 - 2 < 事業別建設投資額 >

平成18年度 建設投資額



総建設投資額
45,248百万円

5 法適用企業の経営状況

(1) 収益的収支

企業の経営活動によって純利益を生じた事業数は、法適用企業70事業(前年度69事業)中31事業(前年度33事業)で、その額は2億6,500万円(前年度3億9,800万円)で、前年度に比べ5億3,300万円、16.7%減となっています。一方、純損失を生じた事業数は38事業(前年度36事業)で、その額は7億5,180万円(前年度5億9,650万円)で、前年度に比べ1億5,530万円、26.0%増となっています。純利益の最も多い事業は上水道事業で、68.6%を占めています。また、純損失の最も多い事業は病院事業で、全体の76.6%を占めています。

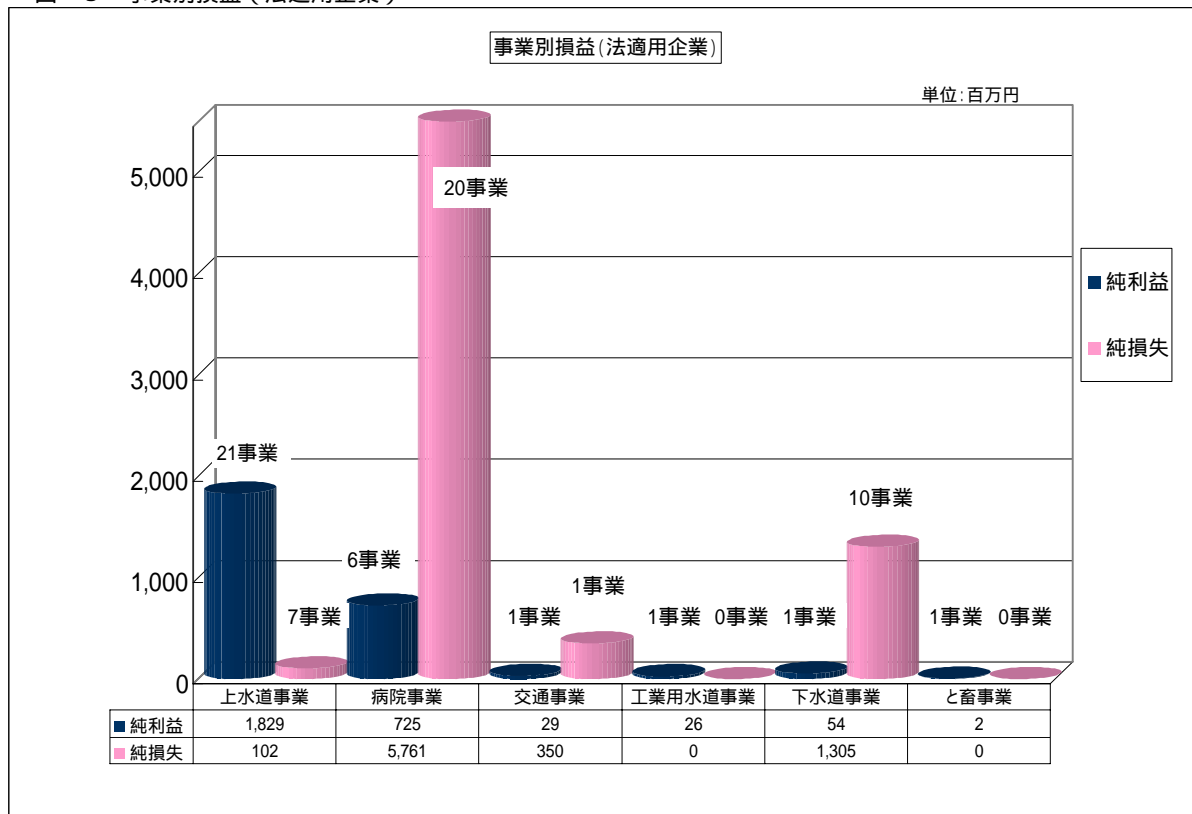
病院事業及び下水道事業においては、昨年度に引き続き純損失が大きく増加しており、大変厳しい経営状況となっています。

表 - 7 <事業別損益（法適用企業）>

(単位:百万円、%)

事業名	年度	平成18年度		平成17年度		増減額		増減率	
		純利益	純損失	純利益	純損失	純利益	純損失	純利益	純損失
上水道事業		1,829	102	2,443	107	614	5	25.1	4.7
病院事業		725	5,761	604	4,955	121	806	20.0	16.3
交通事業		29	350	13	0	16	350	123.1	皆増
工業用水道事業		26	0	11	0	15	0	136.4	-
下水道事業		54	1,305	127	888	73	417	57.5	47.0
と畜事業		2	0	0	15	2	15	皆増	皆減
合計		2,665	7,518	3,198	5,965	533	1,553	16.7	26.0

図 - 3 <事業別損益（法適用企業）>



また、経常収益（営業収益＋営業外収益）は全体で1,266億27百万円（前年度1,289億1百万円）、経常費用（営業費用＋営業外費用）は1,326億75百万円（1,328億33百万円）となっており、経常収支は60億48百万円（前年度39億32百万円）の赤字となっています。経常収支比率は、95.4%（前年度97.0%）となっています。

事業別にみると、病院事業と下水道事業の赤字幅が前年度に比べ増加しています。

表 - 8 <事業別経常収支（法適用企業）>

(単位:百万円、%)

	経常収益	経常費用	経常収支	経常収支比率
上水道事業	33,046	31,205	1,841	105.9
病院事業	85,695	91,960	6,265	93.2
交通事業	4,767	5,089	322	93.7
下水道事業	2,421	3,751	1,330	64.5
その他	698	670	28	104.2
合計	126,627	132,675	6,048	95.4

(2) 累積欠損金

累積欠損金の総額は、662億81百万円で前年度の625億19百万円に比べ37億62百万円、6.0%の増となっています。

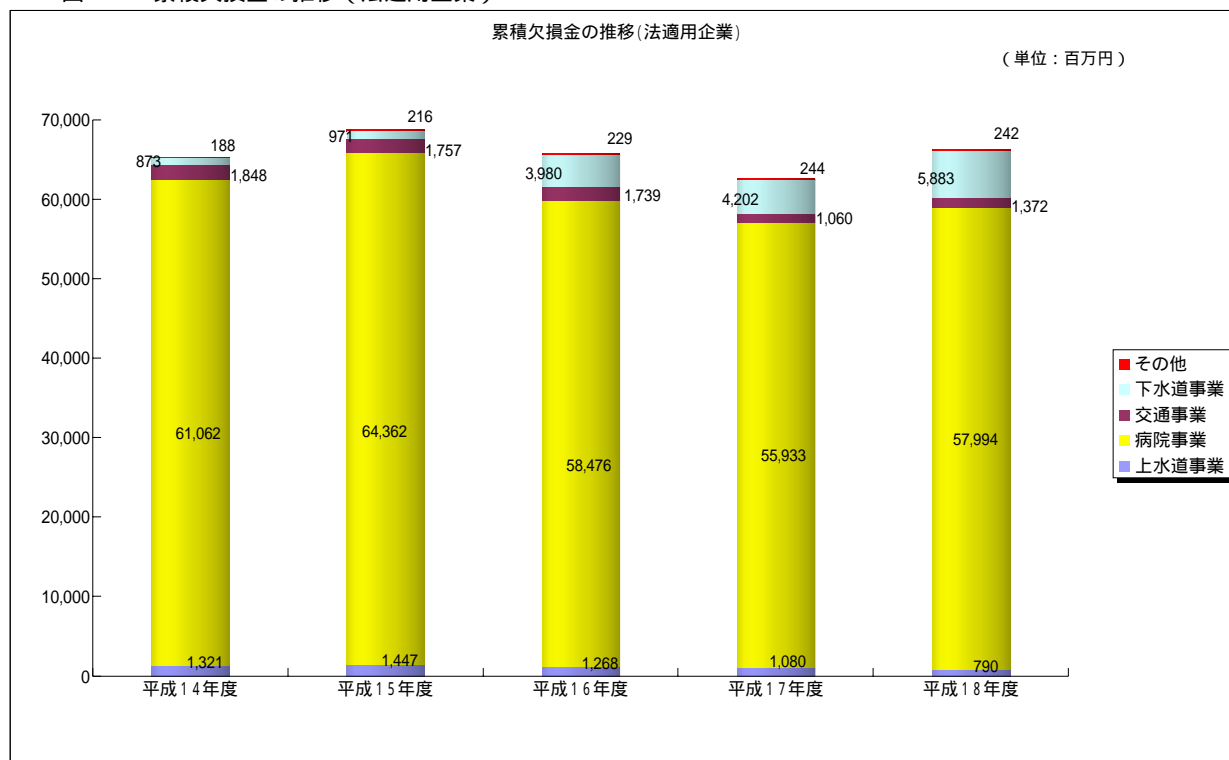
法適用企業のうち累積欠損金の多い事業は病院事業（579億94百万円）で、全体に占める割合は87.5%です。次いで、下水道事業（58億83百万円、8.9%）、交通事業（13億72百万円、2.1%）の順となっています。

表 - 9 < 累積欠損金の推移 (法適用企業) >

(単位: 百万円、%)

事業名	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		対前年度比		対前年度比		対前年度比		対前年度比		対前年度比
上水道事業	1,321	13.4	1,447	9.5	1,268	12.4	1,080	14.8	790	26.9
病院事業	61,062	6.4	64,362	5.4	58,476	9.1	55,933	4.3	57,994	3.7
交通事業	1,848	1.5	1,757	4.9	1,739	1.0	1,060	39.0	1,372	29.4
下水道事業	873	6.1	971	11.2	3,980	309.9	4,202	5.6	5,883	40.0
その他	188	35.3	216	14.9	229	6.0	244	6.6	242	0.8
合計	65,292	5.8	68,753	5.3	65,692	4.5	62,519	4.8	66,281	6.0

図 - 4 < 累積欠損金の推移 (法適用企業) >



累積欠損金

営業活動の結果生じた欠損金については、前年度からの繰越利益があればその利益をもって補てんし、なお残額があるときは利益積立金がある場合は、これによって補てんします。それでもまだ、欠損金に残額がある場合は議会の議決を経て資本剰余金をもって補てんすることができます。これらの補てんを行ってもなお、未処理欠損金がある場合は、これを繰り越すこととなり、これが複数年度にわたって累積したものを累積欠損金といいます。

(3) 不良債務

法適用企業の不良債務は192億3600万円(前年度169億7000万円)で、前年度に比べて22億6600万円、13.4%増加しています。病院事業が不良債務全体の81.4%を占めています。

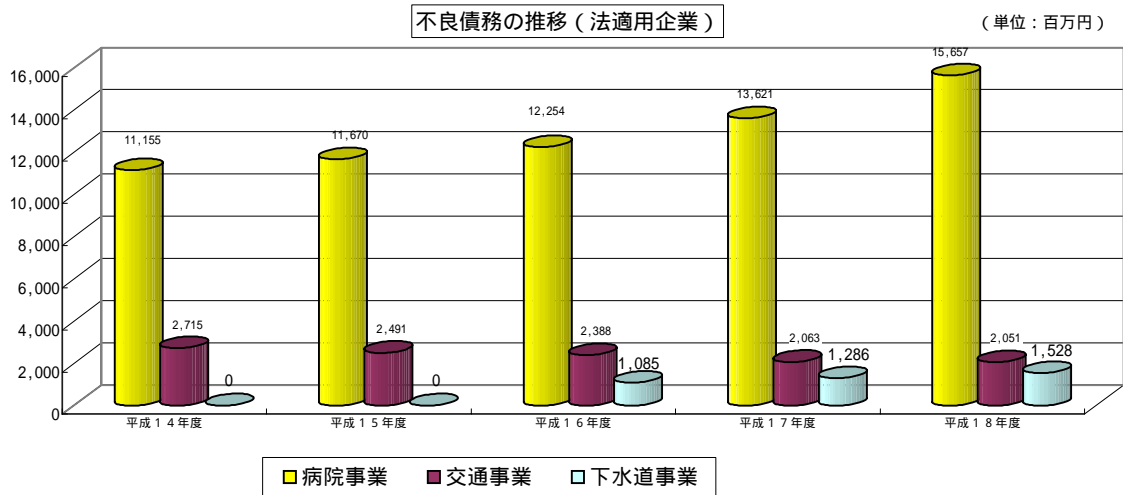
事業別には、病院事業については、第5次病院事業経営健全化計画に基づき、計画的に不良債務の解消を図っている病院がある一方で、それ以外の病院の不良債務が大きく増加しています。また、下水道事業については、繰入金不足が不良債務を増加させる要因の一つとなっています。

表 - 10 < 不良債務の推移 (法適用企業) >

(単位: 百万円、%)

事業名	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		対前年度比		対前年度比		対前年度比		対前年度比		対前年度比
病院事業	11,155	11.7	11,670	4.6	12,254	5.0	13,621	11.2	15,657	14.9
交通事業	2,715	7.4	2,491	8.3	2,388	4.1	2,063	13.6	2,051	0.6
下水道事業	-	-	-	-	1,085	皆増	1,286	18.5	1,528	18.8
合計	13,870	10.8	14,161	2.1	15,727	11.1	16,970	7.9	19,236	13.4

図 - 5 <不良債務の推移（法適用企業）>



不良債務は、企業がどのような経営状況にあるかを判断する基準の一つで、流動資産（現金など）から流動負債（未払い金や一時借入金など）を差し引いたものです。
不良債務が発生しているということは、その企業の支払い能力を超える債務があるという状態です。

（４）他会計繰入金

一般会計から公営企業会計に対する繰入金は170億98百万円（前年度180億3百万円）となっており、前年度に比べ9億5百万円、5.0%の減となっています。

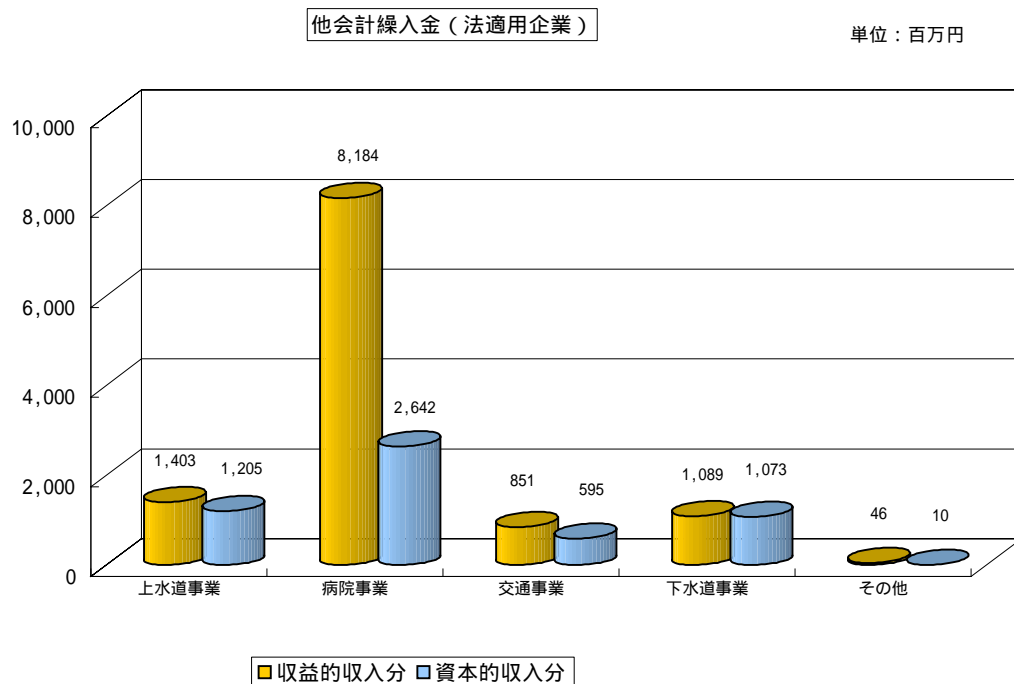
法適用企業の中で繰入金が多いのは病院事業の108億26百万円で、繰入総額に占める割合も、63.3%となっています。

表 - 11 <事業別他会計繰入金の状況（法適用企業）>

（単位：百万円、%）

事業名	平成18年度			平成17年度			前年度比		
	収益的収入分	資本的収入分	計	収益的収入分	資本的収入分	計	収益的収入分	資本的収入分	計
上水道事業	2,608	1,403	1,205	2,719	1,353	1,366	4.1	3.7	11.8
病院事業	10,826	8,184	2,642	11,719	8,294	3,425	7.6	1.3	22.9
交通事業	1,446	851	595	1,182	1,136	46	22.3	25.1	1,193.5
下水道事業	2,162	1,089	1,073	2,324	1,369	955	7.0	20.5	12.4
その他	56	46	10	59	51	8	5.1	9.8	25.0
計	17,098	11,573	5,525	18,003	12,203	5,800	5.0	5.2	4.7

図 - 6 <事業別他会計繰入金の状況（法適用企業）>



地方公営企業の経営原則と他会計繰入金

地方公営企業においては、経営に伴う収入をもってその経費に充てることが原則です。しかし、地方公営企業は一般に公共性が極めて強く地方公共団体によって経営されていることから、本来地方公共団体の一般行政事務と考えられるような仕事を公営企業に行わせたり、もともと採算を取ることが困難であり企業ベースには乗らないような活動でも公共的な必要があるという理由によって採算を度外視しても実施しなければならない場合があります。このような活動に伴う経費については地方公共団体の一般会計において負担すべきこととし、一般会計から繰入金として繰入しています。

上記、他会計繰入金には他会計借入金、特別利益のうち他会計繰入金を含んでいます。

6 法非適用企業の経営状況

(1) 収益的収支、資本的収支

地方公営企業法を適用せずに官庁会計方式による会計処理を行っているいわゆる法非適用企業の収益的収支は、総収益267億78百万円(前年度289億4百万円)に対して総費用230億65百万円(前年度237億34百万円)で、差引37億13百万円(昨年度51億70百万円)の黒字となっています。一方、資本的収支は、372億30百万円(前年度418億11百万円)の収入に対して429億96百万円(前年度478億93百万円)の支出で、差引57億66百万円(前年度60億82百万円)の赤字となっています。

表 - 12 <収益的収支、資本的収支(法非適用企業)>

(単位:百万円)

事業名	年度			収益的収支			資本的収支			合計		
	総収益	総費用	差引	総収入	総支出	差引	収入総額	支出総額	支出差引			
簡易水道事業	1,279	983	296	1,305	1,666	361	2,584	2,649	65			
市場事業	1,342	1,136	206	171	382	211	1,513	1,518	5			
と畜場事業	567	459	108	0	62	62	567	521	46			
観光施設事業	726	722	4	138	179	41	864	901	37			
宅地造成事業	83	24	59	468	514	46	551	538	13			
駐車場整備事業	443	349	94	110	203	93	553	552	1			
介護サービス事業	1,999	1,994	5	121	160	39	2,120	2,154	34			
下水道事業	20,339	17,398	2,941	34,917	39,830	4,913	55,256	57,228	1,972			
合計	26,778	23,065	3,713	37,230	42,996	5,766	64,008	66,061	2,053			

(2) 実質収支

法非適用企業のうち実質収支で黒字を生じた事業数は法非適用企業133事業(前年度133事業)中123事業(前年度121事業)で、その額は6億21百万円(前年度6億52百万円)で、前年度に比べ31百万円、4.8%減となっています。一方赤字を生じた事業数は10事業(前年度12事業)で、その額は36億77百万円(前年度34億46百万円)で、前年度に比べ2億31百万円、6.7%増となっています。

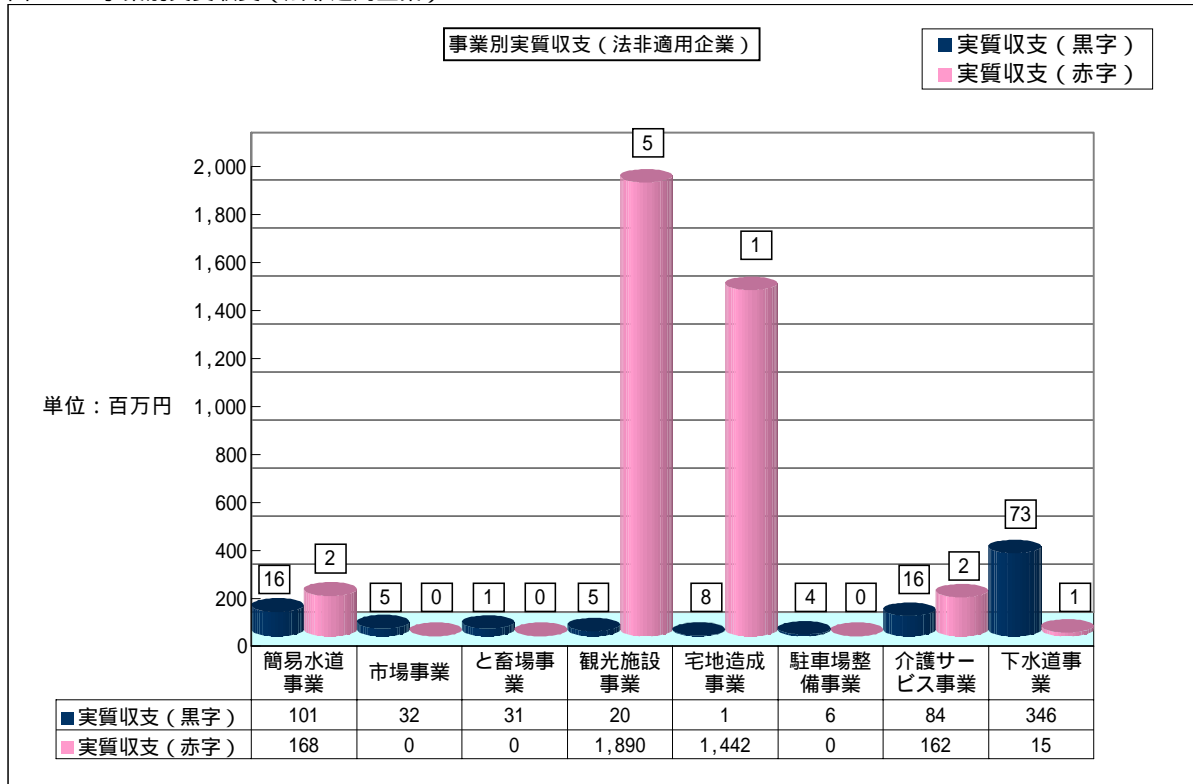
簡易水道事業について、赤字が大幅に増加しているのは平成18年度から簡易水道となった今別町が多額の赤字を抱えていたことと、外ヶ浜町の赤字額が増加したことによるものです。

表 - 13 <事業別実質収支(法非適用企業)>

(単位:百万円、%)

事業名	年度		平成18年度		平成17年度		増減額		増減率	
	実質収支(黒字)	実質収支(赤字)	実質収支(黒字)	実質収支(赤字)	実質収支(黒字)	実質収支(赤字)	実質収支(黒字)	実質収支(赤字)	実質収支(黒字)	実質収支(赤字)
簡易水道事業	101	168	95	29	6	139	6.3	479.3		
市場事業	32	0	37	0	5	0	13.5	-		
と畜場事業	31	0	22	0	9	0	40.9	-		
観光施設事業	20	1,890	15	1,816	5	74	33.3	4.1		
宅地造成事業	1	1,442	26	1,450	25	8	96.2	0.6		
駐車場整備事業	6	0	5	0	1	0	20.0	-		
介護サービス事業	84	162	94	148	10	14	10.6	9.5		
下水道事業	346	15	358	3	12	12	3.4	400.0		
合計	621	3,677	652	3,446	31	231	4.8	6.7		

図 - 7 < 事業別実質収支 (法非適用企業) >



(内数字は事業数)

実質収支とは、収入総額（収益的収入＋資本的収入）から支出総額（収益的支出＋資本的支出）を差し引いて、さらに繰上充入金や繰越財源を差し引いたものです。

(3) 他会計繰入金

一般会計から公営企業会計に対する繰入金は、156億88百万円（前年度182億53百万円）で、前年度に比べ25億65百万円、14.1%減となっています。

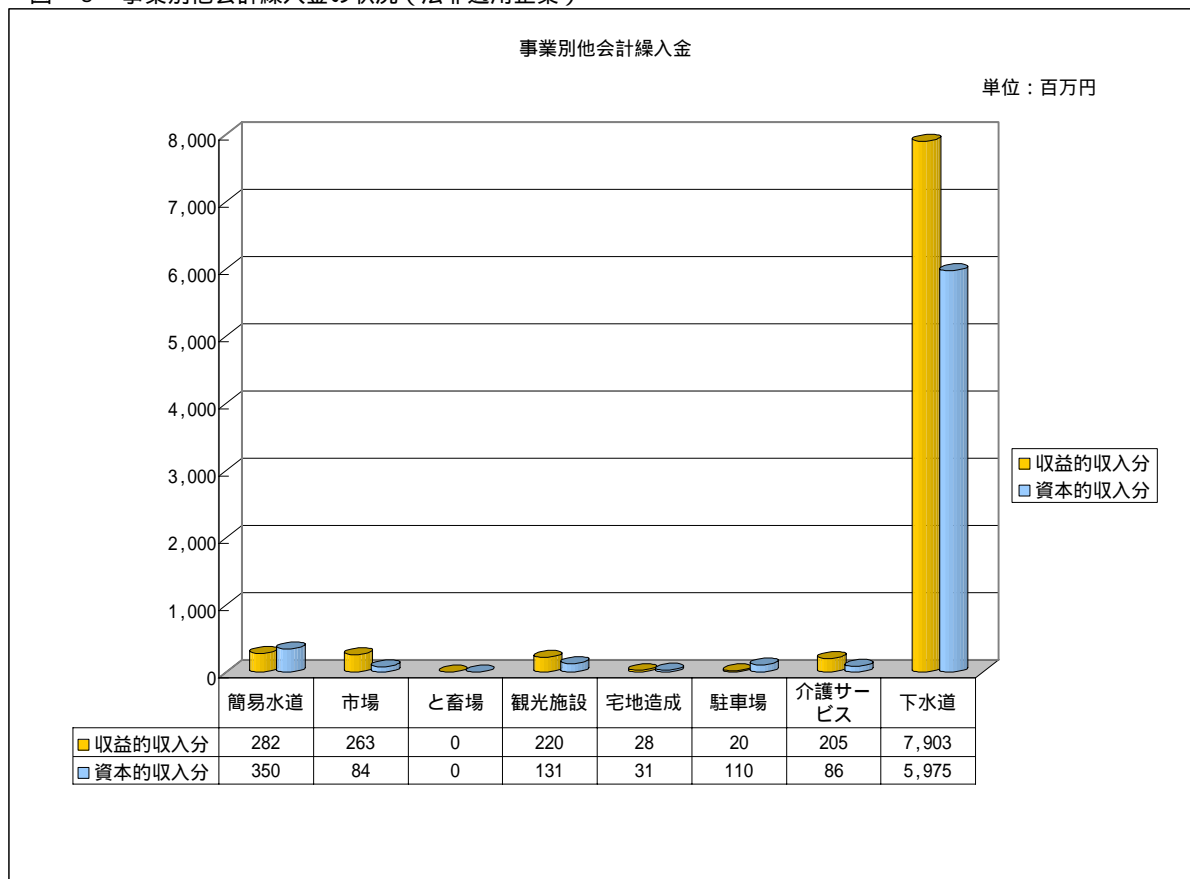
法非適用企業の中で繰入金が多いのは、下水道事業の138億78百万円で、繰入総額に占める割合も、88.5%となっています。

表 - 14 < 事業別他会計繰入金の状況 (法非適用企業) >

(単位:百万円、%)

事業名	年度	平成18年度		平成17年度		前年度比			
		収益的収入分	資本的収入分	収益的収入分	資本的収入分	収益的収入分	資本的収入分		
簡易水道	632	282	350	596	300	296	6.0	6.0	18.2
市場	347	263	84	392	321	71	11.5	18.1	18.3
と畜場	0	0	0	0	0	0	-	-	-
観光施設	351	220	131	518	248	270	32.2	11.3	51.5
宅地造成	59	28	31	85	85	0	30.6	67.1	皆増
駐車場	130	20	110	124	26	98	4.8	23.1	12.2
介護サービス	291	205	86	243	165	78	19.8	24.2	10.3
下水道	13,878	7,903	5,975	16,353	9,808	6,545	15.1	19.4	8.7
合計	15,688	8,921	6,767	18,311	10,953	7,358	14.3	18.6	8.0

図 - 8 < 事業別他会計繰入金の状況 (法非適用企業) >



7 資金不足額

平成18年度決算で資金の不足額を生じている事業数は、表-15のとおりで、病院事業が最も多い状況となっています。

表 - 15 資金不足事業数

対象事業名	事業数	資金の不足額が生じている事業数	割合
上水道事業	29	0	-
交通事業	2	2	100.0
病院事業	26	16	61.5
下水道事業	85	4	4.7
工業用水道	1	0	-
と畜場事業	2	0	-
簡易水道事業	18	2	11.1
市場事業	5	0	-
観光施設事業	10	5	50.0
宅地造成事業	9	1	11.1
計	187	30	16.0

駐車場整備事業及び介護サービス事業を除く。

地方債の協議制においては、公営企業が繰越欠損金を有し、資金の不足額が一定割合を超えると、起債にあたり許可を要することとなります。

特別会計毎に資金不足比率を算定すると、表 - 16 のとおりとなっています。

表 - 16 資金不足比率

(単位:千円, %)

事業区分	団体名	会計名	区分	資金不足額	資金不足比率
交通事業	青森市	青森市自動車運送事業会計	法 適	991,279	39.9
	八戸市	自動車運送事業会計	法 適	1,059,457	76.0
病院事業	弘前市	病院事業会計	法 適	138,602	3.7
	八戸市	市民病院事業会計	法 適	1,540,516	13.8
	黒石市	病院事業会計	法 適	1,231,046	29.3
	十和田市	病院事業会計	法 適	982,114	18.8
	つがる市	国民健康保険病院事業会計	法 適	22,617	1.3
	平川市	国民健康保険診療施設事業平川病院特別会計	法 適	263,173	33.7
	平内町	国民健康保険平内中央病院事業会計	法 適	86,188	7.9
	鱸ヶ沢町	鱸ヶ沢町立中央病院事業会計	法 適	106,490	5.7
	大鰐町	病院事業会計	法 適	200,564	18.8
	板柳町	板柳中央病院事業会計	法 適	912,175	135.1
	鶴田町	病院事業会計	法 適	751,997	56.0
	六戸町	国民健康保険病院事業特別会計	法 適	46,763	11.4
	三戸町	病院事業特別会計	法 適	829,308	51.6
	五戸町	病院事業会計	法 適	217,055	9.1
	公立金木病院組合	公立金木病院事業会計	法 適	770,234	56.9
	下北医療センター	病院事業会計	法 適	7,558,573	69.3
下水道事業	黒石市	下水道事業会計	法 適	1,314,316	498.6
	平川市	公共下水道事業会計	法 適	111,893	99.3
	田舎館村	下水道事業会計	法 適	101,885	152.2
簡易水道事業	今別町	水道会計	法非適	99,926	122.9
	外ヶ浜町	簡易水道事業特別会計	法非適	68,113	71.6
観光施設事業	弘前市	岩木観光施設事業特別会計	法非適	652,679	1,706.1
		温泉供給事業特別会計	法非適	193,395	1,250.7
	黒石市	観光施設事業特別会計	法非適	255,357	全額資金不足
		西十和田コース・ホステル特別会計	法非適	87,013	全額資金不足
	大鰐町	休養施設事業特別会計	法非適	334,512	273.2
		温泉事業特別会計	法非適	367,493	2,067.6
宅地造成事業	むつ市	用地造成事業会計	法非適	1,442,195	9,614,633.3

1. 資金不足比率は、次の算式により求められます。

法適用・・・(+ -) /

(流動負債の額) - (平成18年度同意等債で未借入または未発行の額)
建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高
(流動資産の額) - (平成19年度に繰り越される支出の財源充当額)
(営業収益の額) - (受託工事収益の額)

法非適用・・・(-) /

(繰上充用金) + (支払繰延額) + (事業繰越額) + (建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高)
未収入特定財源
(営業収益に相当する収入額) - (受託工事収益に相当する収入額)

2. 資金不足比率が10%を超えると、許可公営企業となり、地方債の許可にあたっては、当該団体が策定した公営企業の経営の健全化を図る計画(公営企業経営健全化計画)の内容、その実施状況を勘案し、地方債の発行を許可することとなります。

3. 地方債協議制において、資金不足比率は特別会計を単位に算定されることから、表 - 15の事業数とは必ずしも一致しません。